

(案)

静岡県総合教育センター 清掃業務委託契約書

静岡県総合教育センター（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
との間に、次の委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「静岡県総合教育センター清掃業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令並びに仕様書及びその他関係諸規則を遵守し、常に善良なる管理者の注意を払い、甲の指示に従って懇切かつ誠実に委託業務を実施するものとする。

（委託期間）

第3条 この委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費）

第5条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、
金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 第1項の委託費は、別表「月別委託費内訳表」によるものとする。

（支払方法）

第6条 乙は、第11条第1項の承認を受けた後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、乙の請求は、別表「月別委託費内訳表」により分割して行うものとする。

（契約の変更）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(処理状況の報告等)

第11条 乙は、委託業務の実施後、仕様書に定める報告書を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、乙が実施した委託業務が仕様書に適合しないものであるときは、乙に対してその作業の手直しを命ずることができる。この場合において、手直しに要する費用は、乙の負担とする。

3 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況及び関係書類を調査することができる。

(連絡協議)

第12条 委託業務の遂行に当たっては、常に甲、乙間で緊密な連絡を取り、調整、協議の上、実施するものとする。

(委託業務の機器及び材料等)

第13条 委託業務に使用する機器及び材料等は、すべて乙の負担とする。

(業務責任者及び現場責任者)

第14条 乙は業務責任者及び現場責任者について、それぞれ専任し、次に定める業務を行うものとする。

業務責任者

- (1) 委託業務の処理
- (2) 委託業務の履行に関する甲との連絡及び調整
- (3) 仕様書に定める特別清掃の受任及び承諾
- (4) 現場責任者及び従業員（作業員）への指示、命令

現場責任者

- (1) 業務場所における従業員（作業員）への指示、命令
- (2) 業務場所における甲との連絡及び調整

2 甲は、委託業務の履行に関する注文、指示等を乙の選任した業務責任者に対して行うものとする。ただし、甲が簡易なものと判断した場合には、現場責任者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第15条 乙は、従業員に対して、民法（明治29年法律第89号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法律に規定されている事業主及び使用者としてのすべての責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第17条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。

この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(委託費の処理)

第18条 甲又は乙が第9条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が

認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第19条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第20条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県掛川市富部456番地
静岡県総合教育センター
所 長

(乙)

別表

月別委託費内訳表

実施月	金額 (税込)	業務内容
4月	円	日常清掃 円
5月	円	日常清掃 円
6月	円	日常清掃 円
7月	円	日常清掃 円 定期清掃 円
8月	円	日常清掃 円
9月	円	日常清掃 円
10月	円	日常清掃 円
11月	円	日常清掃 円
12月	円	日常清掃 円
1月	円	日常清掃 円 定期清掃 円
2月	円	日常清掃 円
3月	円	日常清掃 円
計	円	